

# 指定緊急避難場所・指定避難所の指定について

## 1. 経緯等

東日本大震災発生時において、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が全国的に区別されておらず、また、避難所の定義も明確ではありませんでした。そのため、災害のおそれがある場合にその場の安全性に関わらず、最寄の避難所に避難して被災し、被害が拡大するケースがありました。

このような背景から災害対策基本法が一部改正され、切迫した災害の危険から緊急に逃れるための「指定緊急避難場所」及び被災者が一定期間滞在し避難生活をする「指定避難所」の指定が市町村に義務付けられました。

本市では、災害対策基本法に基づき、「指定緊急避難場所」を75箇所、「指定避難所」を22箇所、「福祉避難所」を9箇所指定しています。

## 2. 指定緊急避難場所と指定避難所

### (1) 指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や地震など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所です。

### (2) 指定避難所（災害対策基本法第49条の7）

指定避難所は、災害の危険があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一定期間滞在させるための施設です。

### (3) 異常な現象（災害対策基本法施行令第20条の4）

地震、洪水、崖崩れ・土石流・地滑り等の土砂災害、高潮、津波、大規模な火事、内水氾濫、火山現象のことです。

## 3. 指定緊急避難場所の指定

異常な現象ごとに次のとおり指定緊急避難場所を指定しました。

### (1) 地震

次のいずれかに該当するものを指定緊急避難場所として指定。

- ① 新耐震基準に適合している施設

- ② 建物の倒壊等の危険から逃れるために、自由に出入ができるスペース等がある場所  
⇒（75箇所を指定）

## （2）洪水、内水氾濫

次のいずれかに該当するものを指定緊急避難場所として指定。

- ① 浸水想定区域外（安全区域）にあり、かつ洪水発生時の気象状況（大雨、暴風等）に対応するため、屋内に滞在できる施設
- ② 浸水想定区域内のものは、想定される浸水深以上の高さに避難者を受け入れる部分（階又は屋上）があり、その場所に至る避難上有効な階段その他の経路がある施設で、洪水発生時の気象状況（大雨、暴風等）に対応するため、屋内に滞在できるもの  
⇒（洪水について60箇所を指定）  
⇒（内水氾濫について66箇所を指定）

## （3）崖崩れ・土石流・地滑り等の土砂災害

- 土砂災害警戒区域外（安全区域）にあり、かつ土砂災害発生時の気象状況（大雨、暴風等）に対応するため、屋内に滞在できる施設を指定緊急避難場所として指定。  
⇒（64箇所を指定）

## （4）大規模な火事

- 次のいずれかに該当するものを指定緊急避難場所として指定。
- ① 施設の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ耐火又は準耐火建築物である施設
  - ② 火災の危険から逃れるために、自由に出入ができるスペース等がある場所  
⇒（75箇所指定）

## （5）高潮、津波、火山現象

本市では該当がないため指定しません。

## 4. 指定避難所の指定

災害対策基本法第49条の7、災害対策基本法施行令第20条の6に基づく次の基準に該当するものを指定避難所として指定。

（指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができます。）

- ① 避難するための立ち退きを行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- ② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布

することが可能な構造又は設備を有するものであること。

③ 想定される被害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

④ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。

⇒（22箇所を指定）

## 5. 福祉避難所の指定

要配慮者を滞在させることが想定される施設（福祉避難所）については、上記4. ①から④のほか、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていることや、要配慮者が相談し、又は助言等の支援を受けることができる体制が整備されるなど、要配慮者の良好な生活環境の確保が可能な施設であること。

⇒（福祉避難所の協定を締結している9箇所の社会福祉施設等を指定）

### 【福祉避難所とは】

一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障害者、乳幼児などの要配慮者のために、特別な配慮がなされた避難所のことです。

避難する要配慮者の状態や障害特性などに応じたケアが行われ、かつ、ポータブルトイレなどの器物、紙おむつなどの消耗器材などが原則として配備されている他、バリアフリー化が図られているなど、一般の避難所よりも特別の配慮がなされています。

福祉避難所は、全住民を対象とした指定避難所（小中学校など）とは別に、市においてその必要性を判断し開設する避難所です。